

小売電気事業の在り方等について

2022年12月20日

資源エネルギー庁

はじめに（本日の御議論）

- これまで、休廃止時や中途解約における周知期間等について御議論いただいたところであるが、小売供給契約の契約時において、小売電気事業者から需要家に対する中途解約の申込み等に関する説明を行うことのルール化についてご議論いただきたい。
- また、これまで議論してきた休廃止時や中途解約における周知期間等の具体化についてご議論頂きたい。

論点①：契約時における解約に関する説明ルールについて

- 前回の本委員会において、中途解約時についても十分な対応期間が確保されることが需要家保護のためには重要であるため、休廃止時と同様に一定期間前の告知を制度化すること及び大規模な中途解約については国にあらかじめ報告することをご提示させていただきました。
- 中途解約においては、そもそも約款や契約上に小売電気事業者側の事由による解約及び自動更新の拒否（※）に関する事項が特段定められていないケース（需要家側の債務不履行等を理由とする解除の条項を除く）が散見されており、

（※）期間の定めがある契約において自動的な更新を行わないこと
- また、電気事業法において小売供給契約の締結にあたって料金その他の供給条件を需要家に説明することを求めているものの、小売電気事業者側の事由による解約等に関する事項については、現行法上は求められていないところ。
- しかしながら、小売電気事業者側の事由による解約等に関する事項は、その際の手続きやそのリスクを需要家が認識するために重要な情報であると考えられるため、上記の措置に加えて、**小売供給契約の締結時において小売電気事業者から需要家に対し説明することが義務づけられている事項に追加することとしてはどうか。**

論点②：休廃止時や中途解約における周知期間等の具体化について

- これまでの本委員会において、休廃止時に中途解約時における①周知期間の設定、②周知内容、③大規模な案件についての国への報告について議論してきたところであるが、今後、関係省令やガイドラインの改正により具体化を進めることとしたい。
- 周知期間の設定については、前回のご議論を踏まえ、スイッチングの検討・実施に要する期間を十分に確保する観点から、低圧契約については60日、特別高圧・高圧契約については90日と設定することとしてはどうか。
- この他、電力・ガス取引監視等委員会において議論されてきた登録審査やモニタリングの強化等に関する内容についても、今後、必要な省令改正等を措置していくこととなる。
- 容量拠出金の未払いの国への報告や業務改善命令の内容の公表は、当面、運用で着実に実施していくこととする。

(参考)論点①：休廃止時における規律の強化

- 電気事業法上、小売電気事業を休廃止する場合には、あらかじめ、需要家に対して、その旨を周知させることが義務付けられている（法第2条の8第3項）。
- しかし、具体的な周知期間については「予め相当な期間を置いて」とだけ規定しているため、**契約切替え先からの供給開始までに要する期間を踏まえて、周知期間をより明確に設定**することとしてはどうか。
- また、現行法上は、休廃止する旨を周知すれば義務を履行したこととなり、①供給停止日、②苦情や問い合わせの連絡先、③最終保障供給等の提供事業者等、**需要家保護の観点から必要な情報の周知については法令上求められていない**が、こうした重要な周知事項は制度上明記することが必要ではないか。
- 周知期間について、**監視等委員会では低圧について30日以上、特別高圧・高圧については90日以上等の議論**（詳細P9、P10参照）がなされたところ。他方、小売電気事業に関するフォローアップ調査結果（詳細P11参照）によれば、スイッチングを受け付けた事業者のうち7割が供給開始可能となる周知期間は、**低圧は60日程度、特別高圧・高圧は90日程度となるが、どのように考えるか。**
- さらに、需要家数が多い事業者が休廃止する場合には、一時に需要家利益に大きな影響が生ずるため、国がこの周知を的確に監督するため、**一定規模以上の需要家を有する事業者が休廃止を行う場合にはあらかじめ国に報告を求める**ことも考えられる※。

※電気通信事業法においては、電気通信事業の休廃止について、①周知期間、②周知すべき内容、③周知事項の事前届出を定めている。

(参考) 論点②：中途解約時における規律の強化

- 小売電気事業からの撤退又は小売電気事業の縮小に伴い、小売電気事業者が需要家に対して小売供給契約の中途解約を申込み、供給を停止するケースにおいて、
 - ①そもそも約款や契約書上に小売電気事業者側の事由により解約を申し出るケースについて定めていないか、申し出期間が短い、
 - ②解約の通知をしてもその間に需要家における契約の切替えが進まず、供給停止日を後ろ倒しする、
 - ③供給停止日までに契約の切替えが終了せず、無契約になるといった事例が生じている。
- **中途解約が行われる場合も、十分な対応期間が確保されることが需要家保護のためには重要**であり、小売電気事業者からの中途解約の申し出（需要家側の債務不履行等を理由とする場合を除く。）についても、休廃止時と同様、契約切替えまでに要する期間を踏まえて、一定期間前の告知を制度化することが必要ではないか。
- **その期間については、休廃止の周知期間と同様の期間を設ける**ことが適切ではないか※。
- また、大規模中途解約についても、休廃止時と同様に、あらかじめ国に報告することとしてはどうか。

※上記の事前告知期間は、電気事業法上のルールであり、当事者間の合意により、これよりも短い期間を設定することが妨げられるものではないと整理するか。

(参考) 論点③：容量拠出金等の支払うべき費用の未払いへの対応について

- 容量拠出金等の支払うべき費用の未払いは、他の小売電気事業者及びその需要家の負担の増加につながるものであり、また、小売電気事業者の経営状況を把握する上で有用な情報であるため、**容量拠出金の未払いが生じるようなケースについては、広域機関から国に情報共有を行い、国が、必要に応じて、小売電気事業者に対して報告を求めることとしてはどうか（※）。**

(※) 正当な理由なく、小売電気事業者による容量拠出金の未払いが生じている場合には、電気事業法第2条の1第2項の規定に基づき、経済産業大臣が当該小売電気事業者に対し措置命令を講ずるなど適切に対応する。

- 容量拠出金その他、国にその未払い情報を共有し、その情報を基に国が小売電気事業者に対して報告を求めるべき費用があるか。

(参考) 論点④：その他の小売電気事業者に対する規律の強化①

- 前回（11/8）の本小委員会において、監視等委員会から、同委員会において検討している、登録審査やモニタリング等の強化について情報共有をいただいたとき、その内容について、今後、具体的に制度化されることが望まれる。

＜電力・ガス取引監視等委員会における検討内容の概要＞

	主な検討内容
事業開始時	<ul style="list-style-type: none"> ● 小売登録審査では、短期のみならず、<u>中期的な事業継続性</u>についても、申請者に説明を求める。具体的には、<u>資金見直しを含めた「事業計画」の提出</u>を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、<u>市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す</u>。
事業開始後	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、「<u>資金の概況</u>」や「<u>リスク管理体制の運用状況</u>」を国に報告する。 ● 上記報告を通じた<u>セルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行う</u>。
事業撤退時	<ul style="list-style-type: none"> ● 小売電気事業者が事業撤退する場合には、<u>需要家の契約切替えに要する期間を確保するための十分な周知期間の設定</u>を行う。 ● <u>インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定</u>を行う。

出所：第55回 電力・ガス基本政策小委（2022年11月8日）資料3-3より作成

(参考) 論点④：その他の小売電気事業者に対する規律の強化②

- 規律を強化していく中で、今後、小売電気事業者に対する業務改善命令が増加することも想定される。命令した場合に、その事業者名、命令内容等を公表することは、その時点で当該事業者と契約を結んでいない需要家を含め需要家保護に資するため、須く公表を行うこととしてはどうか。